

令和3年度川口市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度川口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	255,400 戸
(2) 年間総排水量	68,654,000 m ³
(3) 一日平均排水量	188,093 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠整備事業	3,702,591 千円
イ ポンプ場整備事業	367,262 千円
ウ 流域下水道建設事業	558,690 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		11,575,393 千円
第1項 営業収益		8,522,783 千円
第2項 営業外収益		3,052,609 千円
第3項 特別利益		1 千円
支 出		
第1款 事業費		10,335,902 千円
第1項 営業費用		9,512,545 千円
第2項 営業外費用		788,794 千円
第3項 特別損失		4,563 千円
第4項 予備費		30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3, 273, 526 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 387, 986 千円、減債積立金 740, 000 千円、過年度分損益勘定留保資金 614, 166 千円、当年度分損益勘定留保資金 1, 531, 374 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	5,004,572 千円
第 1 項 企業債	3,377,200 千円
第 2 項 他会計出資金	865,295 千円
第 3 項 他会計補助金	135,822 千円
第 4 項 国庫補助金	626,255 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	8,278,098 千円
第 1 項 建設改良費	4,628,697 千円
第 2 項 企業債償還金	3,649,401 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場管理業務委託	令和 3 年度から令和 6 年度まで	592,710 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道 築造事業	3,377,200 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 収益的支出の職員給与費 | 609,004 千円 |
| (2) 資本的支出の職員給与費 | 163,567 千円 |

(他会計からの補助金)

第 9 条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、272,326千円である。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫